

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人等に係る均等割の減免措置の導入 (地方税 9) (法人住民税：義)	
2	要望の内容	投資法人・特定目的会社に係る法人住民税均等割について、減免措置を導入すること。	
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課金融税制室	
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望である。	
6	適用又は延長期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 投資法人・特定目的会社を活用した証券化の促進により市場を活性化し、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。  《政策目的の根拠》 新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）（抜粋） 「金融自身も成長産業として発展できるよう、市場や取引所の整備、金融法制の改革等を進め、ユーザーにとって信頼できる利便性の高い金融産業を構築することによって、金融市場と金融産業の国際競争力を高める。」
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１－（１）多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資家のビークルを通じたリスクマネー供給促進により、多様な資金調達・運用の機会を確保すること。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 投資法人・特定目的会社を用いた不動産証券化の案件実績（規模）、不動産投資市場におけるJリート・SPCの資産規模  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 不動産証券化市場の活性化、我が国金融・資本市場の競争力強化
8	有効性等	① 適用数等	上場投資法人 37 社(23 年 7 月末) 特定目的会社の届出件数 964 件(23 年 3 月末)

		②: 減収額	—
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月)  法人住民税の均等割課税を減免することにより、投資法人・特定目的会社の投資家の投資収益が向上し、投資家のビークルを通じたリスクマネー供給が促進される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月)  法人住民税の均等割課税を減免することにより、投資法人・特定目的会社の投資家の投資収益が向上し、投資家のビークルを通じたリスクマネー供給が促進される見込み。具体的には、投資法人・特定目的会社を用いた不動産証券化の案件実績や資産規模の増加が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月)  法人住民税の均等割課税が引き続きなされることにより、投資法人・特定目的会社の投資家の投資収益が損なわれ、投資家のビークルを通じたリスクマネー供給が阻害されている状況が継続する。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月)  税収減は生じないと考えられる。なお、特定目的会社・投資法人に係る課税の特例(租税特別措置法第67条の14、15)についても、税収減は生じていないとの整理がなされている。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	投資法人・特定目的会社について、ビークル段階での課税が行われなくなることで、配当の損金算入制度との整合性がとれる。また、投資家による投資法人・特定目的会社を通じたリスクマネー供給が促進され、多様な資金調達・運用の機会が確保されるため、要望している措置は妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—